

大阪市告示第899号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 都島スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	令和7年7月22日（火）	正午から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）